令和６年度高岡第一高等学校いじめ防止基本方針

高岡第一高等学校

Ⅰ　いじめに対する基本的な考え

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に危険を生じさせるおそれのあるものである。いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた（児童）生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

【 いじめの定義 】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に、在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる者を含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法　第２条より

【いじめ問題に関する基本的認識】

「いじめは絶対に許されない」
「いじめは卑怯な行為である」
「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」

【いじめの防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 11 日　文部科学大臣決定）より】

Ⅱ　「いじめ」への対応

１ いじめの問題に取り組むための組織

いじめの防止等に関する実効的に行うために「いじめ防止対策委員会」を設置する。

○ 構成員

・校長、教頭、主幹、生活指導部長、教育相談部部長、教育支援アドバイザー、各学年主任、養護教諭等

※ 心理や福祉の専門家（スクールカウンセラー等）、弁護士等の外部専門家、さらに事案対応時には、関係学級担任や部活動指導者を必要に応じて追加

○ 役割

① いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり

② 本校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認、検証

③ 教職員へのいじめ防止基本方針の周知と対応についての共通理解、意識啓発（校内研修会等）

④ 生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

⑤ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の通報先・相談窓口

⑥ 事実関係の把握といじめであるか否かの判断

⑦ いじめ及びいじめの疑い事案への対応

⑧ いじめ重大事態の発生時の対応（必要に応じて外部専門家を加え対応にあたる）
いじめ重大事態の発生については、県（経営管理部学術振興課私学振興担当）に直ちに報告し、連携して対応

⑨ 本校いじめ防止基本方針の点検・見直し
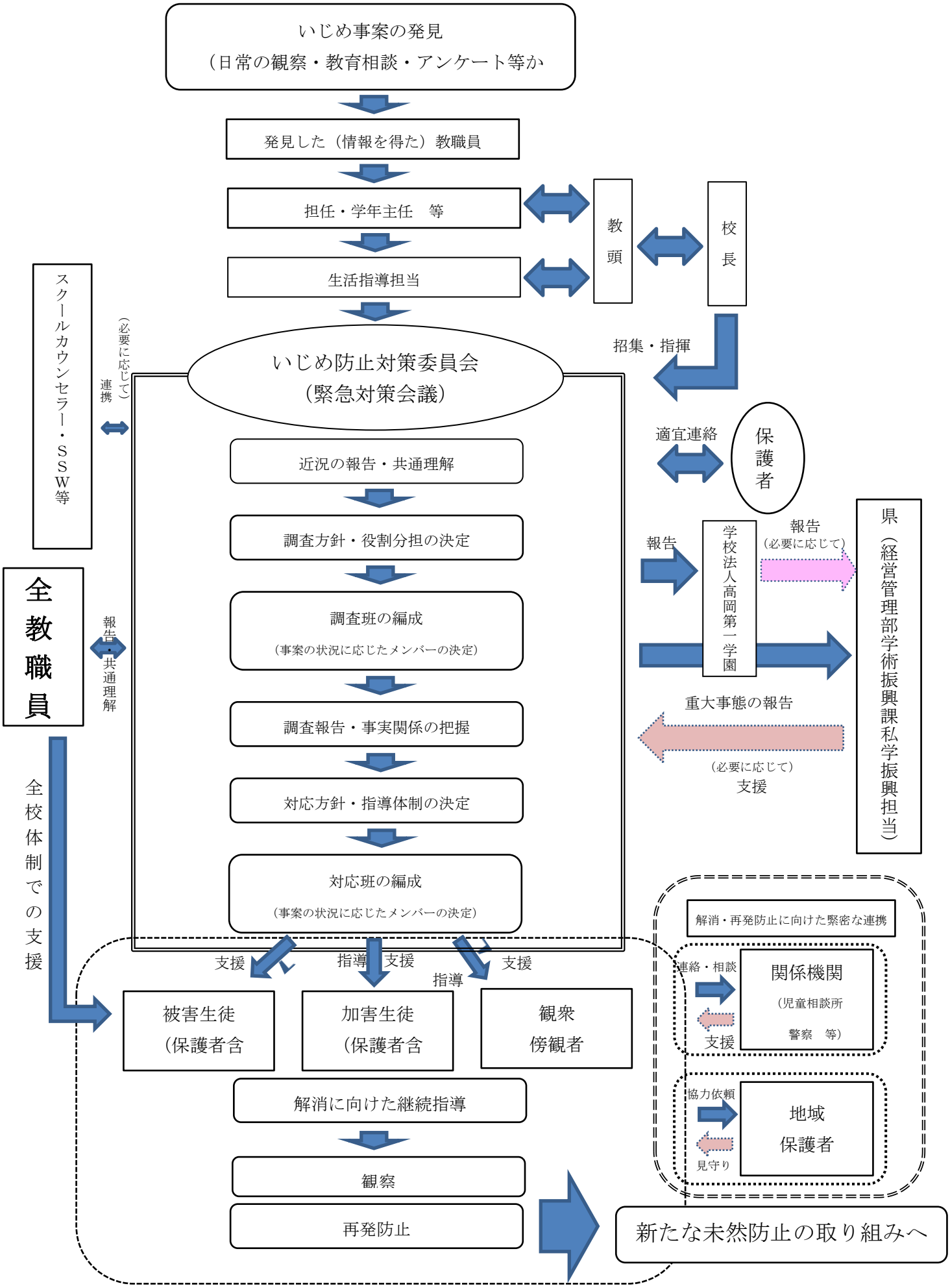
Ⅲ　いじめが起こったときの組織的な対応